

提言15

教育の国際化をすすめよう

教育を国家に有用な人材を育成する手段としてではなく、市民自身の自己実現として考えることが求められています。市民自治からまちづくりの教育プランを策定する場合には、これまでのように国が制定した日本標準（ナショナルスタンダード）ではなく、「人権教育のための国連10年」の趣旨にあった人権教育の指針や、「子ども権利条例」の制定など教育の国際標準（グローバルスタンダード）に対応した地域の教育政策が必要です。そして、ローカルプランは国際標準を考慮したものでなくてはなりません。

障害児の権利と学校選択権を保障するとともに、普通学級での教育を原則とするとしたユネスコの「サラマンカ宣言」^(注15)（1994年）を踏まえて、統合教育を基本とする学校教育の整備が必要です。国籍、人種、民族、出身、性別、

「障害」などの違いを違いとして互いに認め合う学校教育をめざすことが求められています。障害児の普通学校入学を保障し、受け入れるための学校施設のバリアフリー化もすすめなくてはなりません。

また、国籍、言語の異なる児童生徒には、その学習をサポートするシステムが必要です。外国語住民の学習権保障のために、識字学習の促進、外国語による学齢期児童への就学通知の送付や本名で通学することができる環境づくりなどに取り組んでいかななくてはなりません。また、「国」語教育から「日本語」教育への転換なども必要です。

国際標準をその地域の特性を生かしながら具体化していくために、教育における分権・自治を一層すすめていくことが求められています。

●国際化に向けた提言

